赤村にお住いの皆さまへ 物価高騰支援事業第2弾!

家電等の買換えを支援します

赤村物価高騰対応家電購入費補助金のご案内

一定基準を満たす家電等を買換え目的で購入された世帯を対象に補助金を交付します。

【購入期間】 令和6年6月7日(金)~令和7年2月 2日(日)

【申請期間】 令和6年7月1日(月)~令和7年2月28日(金)

※申請期間内であっても、予算額が上限に達し次第、終了します。

●補助金対象者の条件

- ・ 購入日時点から支給決定日時点において、赤村に住民登録がある者で、世帯内に村税等の滞納が ないこと。申請者は世帯主とします。(ご家族の方が購入された場合でも申請者は世帯主です。)
- ●補助金の対象となる家電等(購入費、設置工事費、消費税及びリサイクル料を含む)
- 洗濯機 (洗濯乾燥機)
- 掃除機
- 電子レンジ・オーブンレンジ
- ・炊飯器(電気・ガス)
- コンロ(IHクッキングヒーター・ガスコンロ)
- ・給湯機(電気・ガス・石油)
- ※ 2020年以降に製造された、新品及び未使用品(オークションで購入したものは対象外)の家庭用製品であり、**令和6年6月7日(金)以降に購入したものに限ります**。

●補助金額

- ・ 家電等の購入総額(設置工事費等含む)の1/3の金額とし、1品目につき補助上限5万円、補助 下限3千円とする。(1,000円未満切り捨て)
- ※ 値引きやポイント等を利用した場合は、適用後の金額が対象となります。
- ※ 同一品目ごとに9,000円以上のものが対象となります。

裏面の申請書に必要事項を記載のうえ、次に掲げる書類を添えて、赤村役場総務課総務係まで提出 してください。(申請者の印鑑必要)

- ・ 補助対象経費を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- 製造年が確認できる書類(メーカー保証書等)
- 世帯主名義の通帳やキャッシュカードの写し、印鑑(シャチハタ不可)

<問い合わせ先> 赤村役場 総務課 総務係 ☎ 0947-62-3000

赤 村 長 殿

物価高騰対応家電購入費補助金交付申請書兼請求書

物価高騰対応家電購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり申請 (請求) します。

また、補助金の交付に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報及び村税等の納付状況を確認することを承諾します。

申	請	者	住	所	赤村大字	*	赤 内田				番地		
フ	IJ		ガ	ナ									
申	請	者	氏	名							印		
承 红			亚	□.	自	芒:							
電	話		番	号	携帯電詞	舌:				_			
購入した省エネ家電					□洗濯機	□掃隊	k機 [コレン	ジ ロ:	炊飯器 🗆]コンロ 口流	洽湯機	
購	入	店	舗	名						購入日	年	月	日
購 (*	甫助対	入 象経	費(費							円	(税込。	み)
補助金交付申請額 ① × 1 / 3											円		
1	X	1	/	3	※千円	1未満り	辺り指	舎て	3千円	9(下限)	~5万円	(上限)	

補助金振込指定口座

lle.		金融機関名	支店名		
指			銀行	支店	
定			農協	支所	
口	預金種目	口座番号 (右詰め)	口戶	- 室名義 (カタカナで記入して下さい)	
座	普通				
	当座				

※添付資料 □領収書の写し □保証書等の写し □振込口座が分かるもの (通帳・カード等)